

参加表明書に関する質問内容および回答内容

美郷町

令和7年6月9日付けで提出のあった質問について、下記のとおり回答します

公告日：令和7年6月4日	
業務名：美郷町商業活性化賑わい創出事業（地場産業活性化拠点施設整備） 修正設計業務	
質問	回答
<p>「公告文2ページ」「3.参加資格」「業務実績イ平成26年4月1日から公告日前日までに工事が完成した、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築。」に関しまして、下記の業務が該当するかご確認お願いいたします。</p> <p>No.1 設計監理によって完成した公共建築物は、上記の参加資格にある業績に該当するでしょうか。本物件に関して、施主とは直接契約を交わしておらず、これまで取り上げられた雑誌やアワードでは協力事務所という位置付けで契約事務所として併記されており、設計段階から提案を行い、意匠設計だけでなく相互的に関わっておりました。</p> <p>No.2 国家プロジェクトである2025年日本国際博覧会(略称:大阪・関西万博)にて設計監理を行った建物は、上記の参加資格にある業績に該当するでしょうか。 発注元は、公益社団法人です。</p>	<p>No.1については、実績に該当しません。 No.2については、実績に該当します。</p>